



東久留米市自殺対策計画

(東くるめ ほっとプラン)



～みんなでこころ支えあう 心地よいまち～



令和2年2月
東久留米市

はじめに

わが国では、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、政府が推進すべき自殺対策の指針として定められた「自殺対策大綱」に基づき、自殺に追い込まれる方をなくしていくために様々な対策が講じられてきました。その効果が表れて、その後の自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として1年間に2万人もの方が亡くなっている状況は続いております。そして、毎年自殺によってかけがいのない命が失われている状況があるという点で、本市もまた例外ではありません。そこで、市として自殺対策に更に力を入れるため、令和2年度からの4年間の計画期間とする「東久留米市自殺対策計画」を策定いたしました。



計画策定にあたっては、有識者を含めた市民による「東久留米市自殺対策推進協議会」を設置し、教育・医療・福祉など多方面からご検討を重ねていただきました。

この協議会からは、市民が辛い気持ちを一人で抱え込まないために、各部署が既に行っている支援制度や相談支援事業を、改めて自殺対策事業として位置づけるとともに、市職員がゲートキーパーとしての役割をもち連携していくことが必要であることが提言されました。さらに、身近な人々との豊かな会話やふれあいがあり、地域に、青少年や子育て期の親たち、障害者、高齢者などを対象とした市民主体の生き甲斐づくりの多様な活動があることなどが、自殺の「ゼロ次予防」としてより重要であるとの貴重なご意見もいただきました。

こうした協議会での議論を踏まえまして、本計画の基本理念を「みんなでこころ支えあう 心地よいまち」としております。この理念を実現していくためには、市職員はもちろんのこと、市民みんなで自殺対策に取り組むことが必要です。市民の皆さまが緩やかにつながり、誰も自殺に追い込まれることのない東久留米市を目指して、この計画を推進してまいります。

令和2年2月

東久留米市長 **並木克巳**

目次

I	計画策定にあたって.....	1
1.	計画策定の背景・趣旨.....	1
2.	自殺対策における基本認識と基本方針.....	2
3.	計画の位置付け.....	3
4.	計画の期間.....	3
II	東久留米市の現状と課題.....	4
1.	統計にみる市の状況.....	4
2.	アンケート結果にみる市の状況.....	10
3.	関係機関や庁内各課等のヒアリング調査結果にみる市の状況.....	27
4.	現状と課題のまとめ.....	30
III	計画の方向性.....	31
1.	計画の基本理念.....	31
2.	計画の基本的な考え方.....	32
3.	計画の数値目標.....	33
4.	計画の体系.....	34
IV	計画の具体的内容.....	39
	自殺対策総合施策 I 地域におけるネットワークづくり.....	39
	自殺対策総合施策 II 自殺対策を支える人材の育成.....	45
	自殺対策総合施策 III 市民への周知・啓発.....	49
	分野別施策 I 全年代（障害者含む）.....	54
	分野別施策 II 子ども・子育て.....	59
	分野別施策 III 勤労世代.....	66
	分野別施策 IV 高齢者.....	68
	分野別施策 V 生活困窮者等.....	72
V	計画の推進体制.....	74
1.	計画の推進.....	74
2.	計画の進捗管理.....	75

VI 資料編.....	76
1. 自殺対策基本法.....	76
2. 東久留米市自殺対策推進協議会設置要綱.....	80
3. 東久留米市自殺対策推進連絡会設置要綱.....	83
4. 策定の経過.....	85
5. 本計画に掲載した相談窓口一覧.....	87

東久留米市自殺対策推進協議会から

1. 児童から意見を聞く場について.....	43
2. 社会福祉法人での相談窓口について.....	44
3. 東京都ころといのちのサポートネット.....	47
4. 一般医と精神科医の連携.....	52
5. 精神保健相談事業.....	52
6. 子どものこころの健康づくり.....	53

コラム(市内地域活動の紹介)

1. 健康(幸)なまちづくりをめざして(東久留米市健康づくり推進部会)...	57
2. 東久留米市手をつなぐ親の会.....	57
3. 楽しく生きるためのまちづくり(氷川台自治会).....	58
4. 「滝山ふれあい子ども食堂」東久留米市子ども食堂ネットワーク こねっと.....	64
5. 実家のような駄菓子屋を目指して(だがしやかなん).....	64
6. 子育てサロン 東久留米育児応援マップをつくる会 ままっぷ広場.....	65
7. 東久留米市シニアクラブ連合会 青葉会.....	70
8. ミニデイホーム カトレア会.....	70
9. 「うたごえ喫茶」において(認知症カフェ うたごえ喫茶).....	71

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における自殺者数は、平成 10 年以降 3 万人を超える水準で推移したのち、平成 22 年以降はわずかに減少傾向にあるものの、依然として年間 2 万人を超えている状況です。

このような状況を踏まえ、国では自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」を施行しました。その後平成 28 年 3 月の「自殺対策基本法」改正により、すべての都道府県及び市区町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務化されました。

また、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものとして平成 19 年 6 月に初めての「自殺総合対策大綱」が策定されました。この大綱は平成 20 年、平成 24 年の見直しを経て、平成 29 年 7 月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺総合対策における基本認識や基本方針、当面の重点施策が掲げられています。

このような状況を受け、東京都においても平成 30 年 6 月に「東京都自殺総合対策計画 ～こころといのちのサポートプラン～」が策定され、自殺対策の推進に取り組んでいます。

東久留米市では自殺対策計画策定にあたり、市民対象の「東久留米市こころの健康に関するアンケート」とともに、地域の関係機関等へヒアリング調査を実施し、市民等のこころの健康状態や自殺に関する考えなどの実態把握を行いました。また、地域の関係機関や団体による「東久留米市自殺対策推進協議会」、及び庁内関係部署による「東久留米市自殺対策推進連絡会」を設置し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための検討を重ねてきました。

この度、国や東京都の動向を受け「生きることの包括的な支援」を、市民に最も身近な基礎自治体として、様々な分野の施策、組織が密接に連携しながら自殺対策の推進に取り組むため、「東久留米市自殺対策計画（通称 東くるめ ほっとプラン）～みんなでこころ支えあう 心地よいまち～」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 自殺対策における基本認識と基本方針

平成 29 年に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、自殺総合対策における基本認識や基本方針が以下のように示されています。

「自殺総合対策大綱」基本認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
3. 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

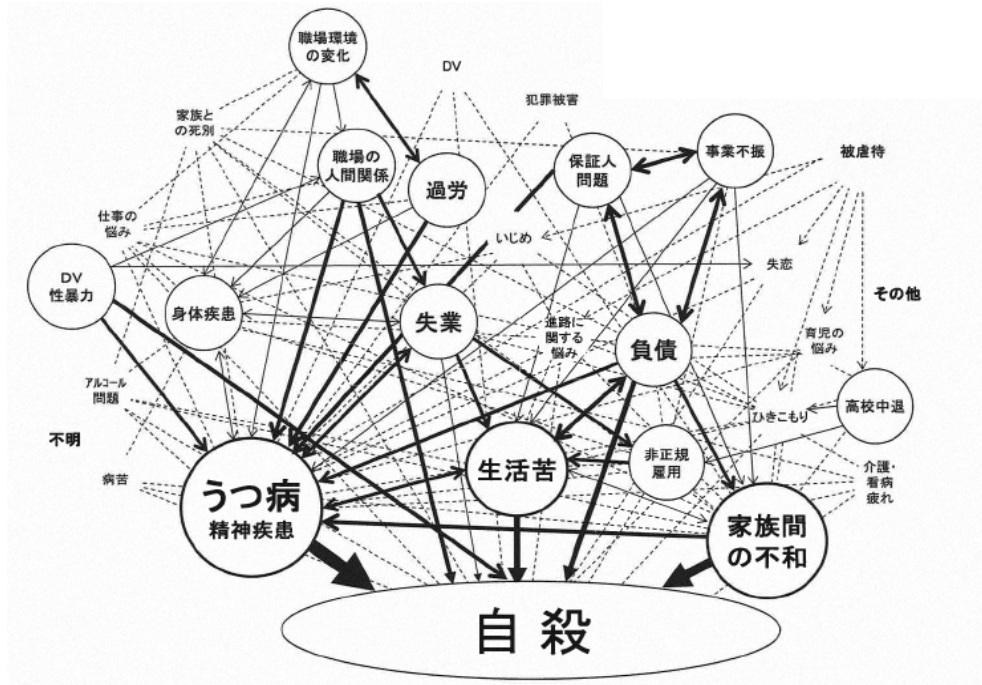
「自殺総合対策大綱」基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む*
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民（=関係者）の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

本計画では、この基本認識と基本方針を踏まえて推進するものとします。

*自殺で亡くなった人は、「平均 3.9 個」の危機要因を抱えていたことが明らかになっている¹（「参考」参照）ことから、様々な分野の機関それぞれが自殺対策の一翼を担っているという認識を持つことが重要です。

参考：「自殺実態 1000 人調査」から見てきた自殺の危機経路



資料：NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態 1000 人調査」

※「自殺実態 1000 人調査」から見てきた自殺の危機経路について、丸の大きさは要因の発生度を表している。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いことを示している。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表している。

1 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが平成 25 年に公表した「自殺実態白書 2013」による。

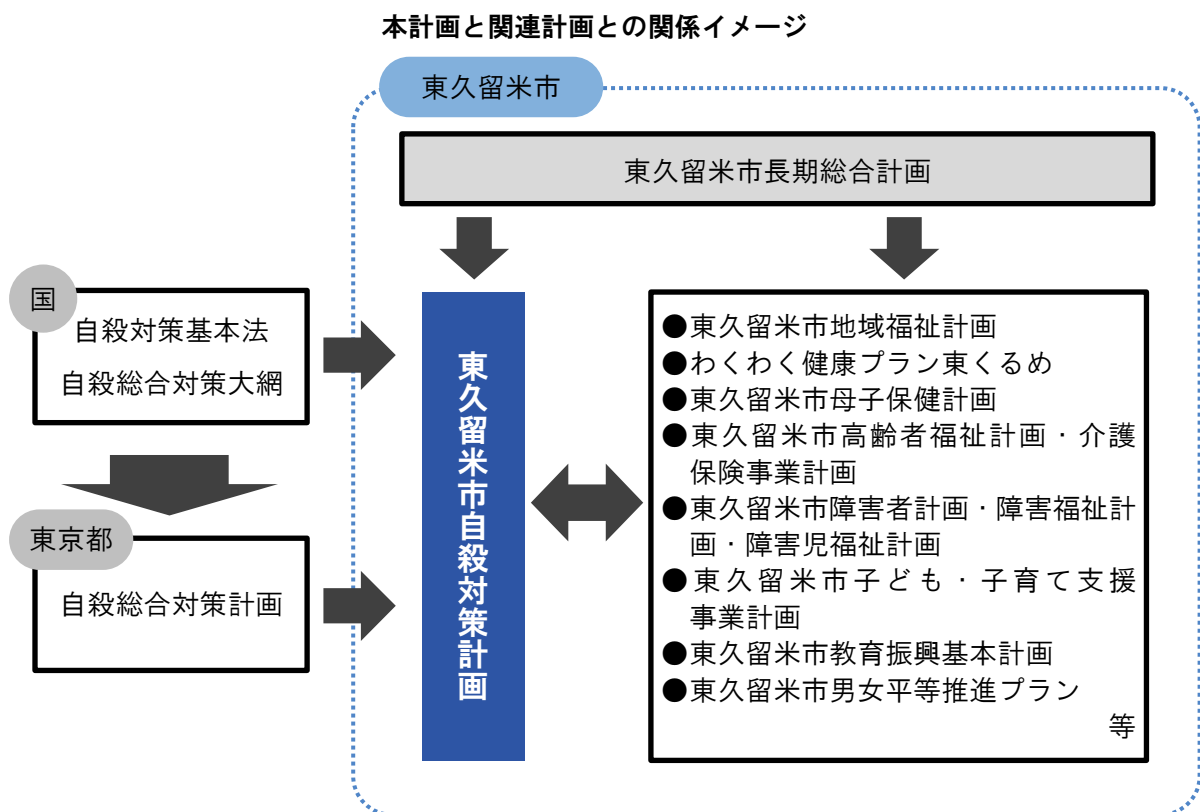
3. 計画の位置付け

(1) 策定の法令根拠

本計画は「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、市の自殺対策を総合的に推進するための方向性、施策・事業を具体的に示すものです。

(2) 関連計画との整合

本計画は、市の最上位計画である「東久留米市長期総合計画」の個別分野の計画として位置付けるとともに、他の個別分野の計画との整合、また国の「自殺総合対策大綱」、東京都の「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」等との整合を図って策定したものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2～令和5年度の4年間とします。ただし、社会情勢の変化等を鑑みて必要が生じた際には、計画期間の途中であっても見直しを行うことがあります。